

第 1 2 5 回

---

---

杉並区都市計画審議会議事録

---

---

平成 15 年 12 月 19 日 (金)

## 議 事 録

会議名		第 125 回杉並区都市計画審議会
日 時		平成 15 年 ( 2003 ) 年 12 月 19 日 ( 金 ) 午前 10 時 ~ 12 時 30 分
出席者	委 員	〔学識経験者〕 黒 川・内 田・村 上・陣 内・石 川 〔区 民〕 田 木・徳 田・武 井・ . . . 〔区議会議員〕 岩 田・河 津・島 田・藤 本・小 川・ 山 崎・斉 藤 〔関係行政機関〕 倉 知・
	説明者	〔政策経営部〕 〔区民生活部〕 . 防災課長 〔都市整備部〕 部 長・土木担当部長・建築担当部長・ 都市計画課長・まちづくり推進課長・拠点 整備担当課長・住宅課長 土木管理課長・建設課長・交通対策課長・ 維持課長・公園緑地課長・緑化担当課長・ 建築課長・審査担当課長・ 〔環境清掃部〕 . 環境課長
傍 聴	申 請	26 名
	結 果	26 名
配布資料		別紙のとおり
議事日程		別紙のとおり
審議経過・結果		別紙のとおり

## 審議経過及び結果

審議	<p>東京都市計画道路（幹線街路放射第5号線及び補助線街路第217号）の変更について</p> <p>東京都市計画公園（第6・5・9号高井戸公園）の変更について</p> <p>東京都市計画緑地（東京都市計画第6号玉川上水緑地）の変更について</p> <p>以上、3議案を一括し、東京都から資料に基づき説明を受けたが、その説明の中で、玉川上水緑地の変更に関する説明に一部不十分な面が見られ、慎重な審議を必要とする観点から、正確かつ適切な資料が必要であるとする判断により、審議は打ち切りとなった。なお、次回の都市計画審議会において、追加資料を提出するとともに、あらためて都より説明を受け審議する旨決定し、都も承諾した。</p>
主な質疑	<p>次回以降の審議に供するため、次のとおり質疑があった。</p> <p>このたびの都市計画の変更と都の景観条例との整合及び取扱いについて</p>
答弁	<p>東京都より、景観軸の存置を前提に、周辺地域のまちづくりと連動させ、計画を進めて生きたいとの回答があった。</p>

### 報告

杉並区特別工業地区建築条例の制定について

杉並区低層階商業業務誘導地区建築条例の制定について

「新たな防火規制」区域指定の杉並区原案について

「区部における都市計画道路の整備方針（案）」について

東京外かん環状道路について

# 第 1 2 5 回杉並区都市計画審議会

日時 平成15年12月19日(金)

場所 区役所第3・4委員会室(中棟5階)

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

都市計画課長 定刻になりましたので、第 125 回杉並区都市計画審議会の開催をお願いいたします。遅れてお見えになる委員もごさいますが、都市計画審議会委員 21 名のうち、現在 16 名の方が出席されていますので、第 125 回杉並区都市計画審議会は有効に成立しています。

会 長 それでは、ただいまから、第 125 回杉並区都市計画審議会を開催いたします。本日の会議録署名委員として 委員を指名しますので、よろしく願います。

委 員 はい。

会 長 最初に、本日は傍聴の申し出はありますか。

都市計画課長 本日は、一さん他 25 名の方から傍聴の申し出があります。よろしく願います。

会 長 傍聴を認めることでよろしいですか。

【異議なし】

会 長 では、事務局から議題の宣言をお願いします。

都市計画課長 本日の議題につきまして、ご説明いたします。本日の議題は席上に配付いたしました次第のとおりです。審議事項といたしまして議案が 3 件。「東京都市計画道路（幹線街路放射第 5 号線及び補助線街路第 217 号線）の変更について」、「東京都市計画公園（第 6・5・9 号高井戸公園）の変更について」、「東京都市計画緑地（東京都市計画第 6 号玉川上水緑地）の変更について」です。これら 3 件はすべて関係しておりますので、3 件まとめて諮問とさせていただきます。

次に、報告事項といたしまして 5 件。「杉並区特別工業地区建築条例の制定について」、「杉並区低層階商業業務誘導地区建築条例の制定について」、「『新たな防火規制』区域指定の杉並区原案について」、「『区部における都市計画道路の整備方針（案）』について」、「東京外かく環状道路について」です。以上です。

これらの議題にかかる資料は、お手元の配付資料一覧の内容となっております。説明の度に、資料の確認をさせていただきます。なお、本日の審議におきましては、審議事項である放射第 5 号線にかかる 3 件の都市計画変更の案件について、当審議会における審議に慎重を期したいということで、本日の結果を踏まえ、答申を賜る時期につきましては、会長の指示を仰ぎながら対応していきたいと存じます。

一言ここで、私の方からお詫びをさせていただきたいと存じます。本日の審議案件である放射 5 号線にかかる 3 件の都市計画変更の案件につきましては、過日 10 月 14 日の都市計画審議会において区の方から諮問をさせていただきましたが、10 月 14 日に至るまで、当審議会においてこの関連の情報

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

提供が十分になされなかったことにつきまして、私ども区側といたしまして大変反省いたしております。この放射5号線をめぐる計画につきましては、平成12年度以降、総合環境アセスメントの試行等さまざまな動きがありましたが、今年10月に至るまで、放射5号線の都市計画変更案についての当審議会に対する情報提供について十分ではなかったということで、会長からもご指摘を受け、また他の委員からもご批判をいただきました。陳謝いたします。こうした意味で、今日の審議会における審議につきましては、委員の皆様方に十分審議を尽くしていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いたします。

会 長            いまの説明にあったように、この審議案件3件は関連していますので、一括審議ということによろしいですか。

【異議なし】

会 長            では、都市計画道路、都市計画公園、都市計画緑地について、一括して審議いたします。この説明はどのようになっていますか。

都市計画課長    すでに、委員の皆様には開催通知でお知らせいたしましたが、本日から東京都の説明を予定しております。これは、本審議案件の重要性に鑑み、杉並区都市計画審議会運営規則第7条に基づき、委員等以外の者の出席をお願いし、呼び出したものです。説明者は、席上配付の名簿のとおり東京都職員5名です。説明者が別室で控えておりますので、これからご案内し説明をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

会 長            よろしいですか。

【異議なし】

会 長            よろしくお願いたします。

【東京都職員 入室】

都市計画課長    それでは、私から放射第5号線にかかる3件の都市計画変更につきまして、説明者としてお招きいたしました都の職員の方々をご紹介します。東京都都市計画局から、都市基盤部長でございます            さんです。同じく都市基盤部街路計画課長の            さんです。同じく公園緑地計画担当課長の            さんです。そして、建設局から道路計画担当部長の            さんです。同じく道路建設部道路計画担当課長の            さんです。他に説明の補助といたしまして、担当職員5名が同席しています。よろしくお願いたします。

会 長            では、大変長らくお待たせしましたが、東京都の方から説明をお願いいたします。説明が終わった後で、委員からたくさん質問が出るとは思いますが、時間の関係もありますので、回答をするときは簡潔に要領よくお願いたします。

都市基盤部長    あらめまして、            でございます。今日は、このような機会を設けていた

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

だきまして、会長はじめ委員の皆様方、あるいは区の当局の皆様方に御礼申し上げます。放射5号線につきましては、いろいろな経緯をたどってここまできている訳でございますが、この間の事情あるいは計画の内容、アセスメント等について、これから説明させていただきます。どうか委員の皆様方にはご賢察賜りますようお願いいたします。

街路計画課長

内容につきまして、スライドを用いて説明させていただきます。すでに、事務局からご説明させていただいている内容と重複する箇所があるかと存じますが、ご容赦願います。まず、今回の変更内容についてです。計画案と環境アセスメントの概要につきましては、お手元に配付させていただきました「都市計画変更案及び環境影響評価書案のあらまし」に記載しております。今回、放射5号線の都市計画変更を行うのは、杉並区久我山2丁目から久我山3丁目までの約1.3kmの区間です。

変更の概要ですが、玉川上水に沿って、昭和32年に都市計画決定されています玉川上水緑地を25mに広げるとともに、沿道環境にも配慮するため、幅10mの環境施設帯をこの両側に設置し、幅員を既定の50mから60mに変更するものです。

次に、横断図です。25mの玉川上水緑地につきましては、放射5号線の整備にあわせて、玉川上水の両側に遊歩道、緑地空間を整備していくという予定です。これによりまして、道路横断面の中央の玉川上水緑地と両側の環境施設帯を合計した幅員が45mとなります。放射5号線の幅員60mのうち、約4分の3が緑地あるいは歩行空間として整備されることとなります。

今回の変更にあたりまして、特に都市計画上で考慮したのは、ご案内のとおり、すでに都市計画決定されている都市計画緑地内の玉川上水の存在です。後ほど詳細はご説明させていただきますが、行政として、この放射5号線という道路を整備するという役割を果たしていく上で、いかに玉川上水を保存し、都市と環境の共存を図っていくかということについて、総合環境アセスメント制度の試行という仕組みを活用して検討を重ね、計画を固めてきました。その中で、先ほど申し上げました道路整備とあわせて、玉川上水緑地を25mの幅をもった緑地とすることで、緑の環境を創造していくことが期待できると考えています。

事業段階のアセスメントの手続きですが、平成13年10月に、調査計画書を東京都環境局に提出して公示・縦覧されました。都民から11件の意見書と関係区長及び市長から3件の意見が提出されています。この意見に対する事業者の見解をとりまとめ、平成14年4月に見解書として提出いたしました。

同年5月には、都知事から調査計画書にかかる審査意見書を受理しています。この審査意見書を踏まえて、現地で環境調査を行った後、事業の実施が

環境に及ぼす影響の程度を予測・評価いたしまして、環境影響評価書案を作成いたしました。この環境影響評価書案の概要につきまして、ご説明いたします。

初めに、大気汚染です。二酸化窒素の予測・評価の結果ですが、二酸化窒素の将来濃度は、最大で0.048ppmと予測されています。いずれの予測時期、予測地点におきましても、環境基準の0.06ppmを下回っています。

続きまして、浮遊粒子状物質、いわゆるSPMです。予測可能な一次生成物質を予測しています。その結果、将来濃度は、最大で1m<sup>3</sup>あたり0.086mgと予測されています。いずれの予測時期、予測地点におきましても、環境基準の1m<sup>3</sup>あたり0.10mgを下回っています。

次に、騒音・振動です。画面は道路交通の騒音の予測・評価の結果を示しております。予測地点では、大気汚染と同じ2地点として、平成24年度と平成32年度で予測しています。沿道の建物の高さを考慮しまして、高さ1.2mと4mの高さで予測いたしました。画面の数値は、各地点の最大の予測値を示していて、昼間で65dB、夜間で62dBということで、いずれも環境基準の昼間70dB、夜間65dBを下回っています。

続きまして、振動です。画面は道路交通の振動予測・評価を示しています。予測地点は大気汚染と同じ2地点として、平成24年度と平成32年度で予測しました。画面の数値は各地点の最大の予測値を表示しています。昼間で52dB、夜間で51dB、いずれも日常生活などに適用する規制基準の昼間60dB、夜間55dBを下回っています。

次に、水環境につきまして、説明いたします。本事業では、牟礼橋付近で新たな橋梁の工事を行います。新たな橋梁は上り2車線が通過するもので、図にお示ししました牟礼橋付近の位置に設置いたします。この橋梁の橋台ですが、既設柵の外側、玉川上水に設置されている柵の外側に設置いたします。橋梁工事にあたっては、止水性の高い鋼矢板などを十分な深さまで打設いたします。杭基礎工事の掘削孔は安定剤を用いて、地下水の湧出を防止します。したがって、地下水位の変化はほとんどなく、著しい影響を及ぼすことはないと考えています。

続きまして、生物・生態系です。事業区域周辺の生物・生態系の状況を把握するため、季節ごとに現地調査を行いました。陸上植物につきましては、116科423種の植物種、また13の植物群落が確認されています。確認された植物の種数は多く、その7割が昔からこの地域に生育している自生種です。そのほとんどが、玉川上水兩岸の樹林内で確認されました。これらのうち、注目される種としましては、オオバノイノモトソウ、ヒメウズ、アマナなどの16種が挙げられました。これらの種の多くは、玉川上水兩岸の樹林

に生育しています。注目される群落としては、玉川上水両岸に生育するムクノキやケヤキ林、ソメイヨシノの植栽地、ヒノキの植栽地が挙げられました。

次に、陸上動物です。哺乳類が3種、鳥類が25種、は虫類が5種、両生類が2種、昆虫類が446種確認されています。確認種のうち、注目される種としまして、鳥類が4種、は虫類が3種、両生類が1種、昆虫類が24種挙げられています。これらは、玉川上水及び玉川上水両岸の樹林などの環境を生育地としているカワセミ、トカゲ、アズマヒキガエル、ハグロトンボやテングチョウなどが挙げられています。

水生生物につきましては、大型水生植物が1種、魚類が6種、底生生物が38種確認されています。このうち、注目される種としまして、魚類ではカマズカ、底生生物ではハグロトンボが挙げられました。

生態系につきましては、事業区域及び周辺の生態の機能や構造について、調査・解析をいたしました。その結果、1つを調査地域周辺の代表的な食物連鎖でお示ししているのが図面です。調査地域周辺では、そのほとんどが市街地で、都市生態系を代表するカラス類が食物連鎖の上位に位置しています。一方で、玉川上水及び玉川上水両岸の樹林があるため、さまざまな生物が生息しており、コサギやカワセミ、アオダイショウなどが上位の消費者に位置しています。今回の計画では、原則として玉川上水には手をつけず、このような多様な生物が生息する玉川上水及び玉川上水両岸の樹林に見られる生態系は、ほぼそのまま維持されるものと考えています。

以上の結果から、事業の実施による生物・生態系に対する影響を予測いたしております。

牟礼橋付近の新たな橋梁設置工事によりまして、玉川上水両岸に生育するムクノキ、ケヤキ林の一部が改変を受けます。しかし、多様な生物が生息する玉川上水両岸の樹林は、その一部を除いてそのまま残るという状態です。よって、玉川上水、玉川上水両岸の樹林に生息する生物・生態系の影響はほとんどないと考えています。また、供用後も、玉川上水、玉川上水両岸の樹林を保全していくために、生物・生態系に関する環境保全のための処置として、次のことを行うことを考えています。

車道と玉川上水の樹林との距離を取りたいと考えており、遊歩道、車道間の新たな緑地、環境施設帯を整備していきたいと考えています。特に、玉川上水と接する新たな緑地には、郷土種を中心とした植栽を行い、動植物の新たな生息・育生の場をつくっていききたいと考えています。新たに設置する街路灯につきましては、玉川上水の樹林に生息する昆虫が誘引されにくい照明にするなど、適切な配慮を行っていききたいと考えています。以上、玉川上水の樹林のほとんどが現在のまま残ることと、そして、環境保全のための処

置を講じることで、生物・生態系に著しい影響を及ぼすことはないと考えています。

続きまして、景観です。景観の予測地点は久我山区民農園付近、岩崎橋付近、兵庫橋公園付近の3地点を選定しています。これは、久我山区民農園付近から見た現況の写真です。これに完成の予想図を重ねあわせると、次のようになります。事業の実施に伴いまして、玉川上水の遊歩道が整備され、その外側に新たな緑地が連続した緑で創出されるということです。

次に、岩崎橋付近から見た現況写真です。これに完成予想図を重ねあわせます。既存の玉川上水の緑地空間に加えまして、新たに植栽した緑地や環境施設帯の緑が加わり、玉川上水と一体化した連続する豊かな緑の軸を形成されることとなります。

次に、兵庫橋公園付近から見た現況写真です。これに完成予想図を重ねあわせます。環境施設帯の築堤によって立体的な緑が形成され、新たに歩道からは玉川上水の樹木とともに、緑の景観が創出されます。ご覧いただきましたように、工事の完了後も、景観の連続性や快適性、地域の特性などが確保できるものと考えています。

次に、史跡・文化財につきまして、ご説明いたします。貴重な土木遺構である玉川上水に与える影響について予測いたしました。事業の実施にあたりましては、玉川上水の水路は著しい改変を行わないため、現状のまま残ります。橋台工事などは、既設柵の外側で行うことを原則とし、水路の著しい改変は行いません。また、崩落防止の処置が必要とされている箇所では、大きな振動を伴う建設機械の使用は予定しておりません。

以上から、玉川上水に著しい影響を及ぼすことなく、玉川上水の保存管理に支障が生じることはないと考えています。

次に、自然との触れ合い活動の場につきまして、ご説明いたします。橋梁工事によりまして、一部の樹木に移植等が必要となりますが、その他の部分は現状のまま残るという状況です。玉川上水の既設柵の外側は、遊歩道と新たな緑地が整備されます。また、広幅員の歩道を含む環境施設帯は可能な限り緑化し、玉川上水と一体感のある場をつくり、自然との触れ合い活動の場を広げたいと考えています。以上のことから、自然との触れ合い活動の場に著しい影響を及ぼさないものと考えています。

以上、いずれの項目も環境への影響は少ないと考えられ、都市計画を変更する上で支障はないと判断し、平成15年1月に環境影響評価書案を提出いたしました。本年3月には、都市計画変更案、環境影響評価書案が公告・縦覧され、説明会を開催しております。この評価書案に対しまして、本年4月までに都民の方々から19件の意見書と関係区長、市長から3件の意見が提

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

出され、それに対する事業者の見解をとりまとめ、本年7月に、評価書案にかかる見解書を提出いたしました。また、都市計画案につきましても15通の意見が提出されています。本年8月に、都民の意見を聴く会が開催され、15名の都民から意見が公述されています。

これらを踏まえて、本年9月に、東京都環境局から評価書案審査意見書を受理しています。その主な内容は、本事業の評価書案における調査、予測、評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものと認めています。

さらに、環境影響評価書を作成するにあたり、留意すべきとされた主な事項につきましても、ご説明いたします。供用後の道路交通騒音については、沿道建物の背後地の騒音を明らかにすること。史跡である玉川上水について、建設作業及び自動車走行に伴い発生する振動について、玉川上水法面への影響を明らかにすることなどです。これらの事項に対して、騒音につきましても、参考として、沿道建物の背後地における騒音レベルの試算結果を追加いたしました。史跡につきましても、参考として、玉川上水の法面において、建設機械の稼働及び自動車の走行により発生する振動レベルの試算結果を追加することとしています。その他に指摘のあった事項につきましても、現在その内容、表現をさらに明確にし、環境影響評価書を作成しているところです。

以上、ご説明いたしましたとおり、本事業の実施が周辺環境に与える影響につきましても、都市計画を変更する上で支障のないものと判断しています。今後、都市計画法に基づきましても、関係区のご意見を伺った上で、東京都都市計画審議会に付議される予定です。

2番目に総合アセスメントの件です。放射5号線の都市計画の経緯につきまして、ご説明いたします。放射5号線は、昭和21年に都市計画決定されました。ご覧のとおり、世田谷区北烏山付近までは現在の甲州街道の位置にあり、それから三鷹市境までは真っ直ぐ延びていました。一方、三鷹3・2・2号線は、昭和37年に都市計画決定されました。図に示しますように、当時は、吉祥寺通り付近まで放射5号線とは接続していませんでした。その後、区部と多摩地域を結ぶ主要な幹線として、放射5号線と三鷹3・2・2号線を接続し、また、首都高速道路4号線と中央自動車道を接続する必要性が生じてきたことから、昭和41年に玉川上水に沿って幅50mで、すでに都市計画決定されていた保健防火道路を活用しまして、放射5号線のルートを変更しました。あわせて、三鷹3・2・2号線も市境まで延伸して、放射5号線と接続するように変更しています。これが、現在の放射5号線及び三鷹3・2・2号線の計画です。

次に、本区間で実施されました総合環境アセスメント制度の試行につきまして、ご説明いたします。東京都では、平成10年6月に総合環境アセスメント制度試行指針を定め、総合環境アセスメント制度を導入することとしました。この制度は、計画立案のできるだけ早い段階から情報公開をし、計画をより環境に配慮したものに調整していくため、従来の条例アセスメントの手続に先立ち、採用可能な複数の計画案について、環境への影響を予測・評価し、比較・検討などを行うものです。

なお、平成14年7月の環境影響評価条例の改正によりまして、総合環境アセスメント制度の試行結果を踏まえた形で、計画段階環境影響評価制度として制度化されています。この制度は、我が国で実施された事例がなかったことから、東京都が策定する計画を対象に制度の試行を実施しまして、その結果に基づき、必要な見直しを図ることとして、放射5号線の未整備区間である本区間1.3kmとこれに接続する三鷹3・2・2号線の未整備区間約0.5kmをあわせまして、約1.8kmの区間を対象に試行を行うことを、平成11年11月に公表いたしました。その後、都市計画局と建設局が実施主体となりまして、環境配慮書を作成し、平成12年3月に環境局に提出いたしました。

環境配慮書におきましては、採用可能な複数案として、A、B、Cの3案を作成し、環境面から比較評価いたしました。本路線は一般道路であり、他の道路と接続し、円滑なネットワークの形成を図ることや沿道からの利用が必要なことなど、地下や掘割構造ではなく、平面構造といたしました。また、緊急時の避難や救急活動、工事費や維持管理費などの経済性の面からも、平面構造を採用しています。

次に、放射5号線の3つの案です。A案は、既定都市計画幅員50mの中で、玉川上水及び緑地空間の保全を図るとともに、広幅員の歩道に緑の築堤を設け、沿道環境の保全を図る案です。B案は、玉川上水の緑地空間をさらに豊かにするとともに10mの環境施設帯に緑の築堤を設け、沿道環境の保全を図るため、都市計画幅員を拡幅しまして60mとする案です。C案は、都市計画幅員を一部縮小・変更しまして46mとし、玉川上水を暗渠化し中央に車道を設けますが、代替として15mの環境施設帯に、身近で豊かな緑や水辺を創出しようとする案です。

経緯の説明に戻ります。この環境配慮書は、平成12年7月に公示・縦覧され、縦覧期間中に説明会を開催しました。この環境配慮書につきまして、都民から2,290件の意見書と関係区長、市長から3件の意見が提出されました。さらに、同年10月に都民の意見を聴く会が開催され、20名の都民が意見を公述されました。また、12月には実施主体の意見を聴く会が実施され、事業の必要性や効果、環境配慮書につきまして、実施主体から意見を述

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

べています。

こうした意見を踏まえまして、東京都総合環境アセスメント制度試行審査会において、環境影響評価書について審査され、平成13年3月に環境局長に答申されました。この答申を受け、同年4月に環境局長から審査意見書が通知されました。

この審査意見書の概要ですが、各案を比較した場合の意見といたしまして、A案よりB案の方が、玉川上水及び沿道の環境影響が軽減される可能性がある。C案は、玉川上水の歴史的環境保全地域の指定の趣旨などと合致しないというものです。また、今後の基本計画策定などにあたっての配慮を求める事項といたしまして、玉川上水の保全及び緑地空間への適切な対応、沿道環境への一層の配慮というものです。総合環境アセスメントについての手続は以上です。

東京都では、この審査意見書を踏まえ、総合的に検討を行った結果、玉川上水など地域の環境に配慮いたしまして、計画幅員を50mから60mに拡幅して整備するB案を基本計画とすることを、平成13年7月に公表いたしました。この基本計画と放射5号線の変更の都市計画変更素案に関する説明会を、平成13年9月に開催いたしております。以後、先にご説明している環境影響評価条例による環境影響評価、いわゆる事業段階アセスメント及び都市計画法の手続を進めてきました。

次に、整備の目的の必要性につきまして、ご説明いたします。放射5号線は、千代田区麹町半蔵門から杉並区久我山に至る延長約15.1kmの路線で、終点部におきまして、幹線街路・東京八王子線、通称・東八道路に接続いたしております。区部と多摩を結ぶ主要な幹線道路となっております。しかし、今回変更を予定している杉並区久我山付近の本区間のみが未整備のため、周辺道路の混雑や住宅地への通過交通の流入などによる周辺環境の悪化を招いていると考えています。

この区間を整備することによりまして、国道20号線など東西方向の交通の円滑化が図られるとともに、交通渋滞に伴う沿道への環境影響の改善に役立つことが期待されます。また、計画道路の周辺は、区境通りや人見街道など狭い道路が多く、歩行者の安全性の確保などに課題があります。

この道路整備は、住宅地に進入する通過交通を排除し、地域の安全性や快適性を高めるとともに、居住環境の改善に役立つと考えています。さらに、消防車など緊急車両の通行や避難路としての機能も確保され、より安全に安心して生活できるようになるとともに、環境施設帯など緑の創出を図り、玉川上水緑地、高井戸公園などを有機的に結び付けて、水と緑のネットワークの充実を図りたいと考えています。

引き続きまして、放射5号線の必要性につきまして、役割と効果を中心に  
ご説明いたします。まず、東京都の道路網の計画と現状につきまして、ご説  
明いたします。

このスライドは、東京都区部の流入交通量と4車線以上の道路及び混雑時  
の走行速度を表示しています。他の地域から区部への幹線道路は3～5kmに  
1本の割合ですが、多摩地域では8kmに1本と少なくなっています。また、  
混雑時旅行速度も、他の地域が時速22～26kmであるのに対し、時速17kmと  
遅くなっています。このように、区部と多摩地域を結ぶ幹線道路は他に比べ  
不足してしまっていて、混雑が激しくなっているということです。

このスライドは、東京都の主要幹線道路とその整備状況を示しております。  
都心と多摩地域を結ぶ幹線道路は、甲州街道、放射5号線、東八道路及び青  
梅街道の3路線で計画されています。しかし、現状では、放射5号線、東八  
道路は、杉並区から三鷹にかけて寸断されている状況です。一方、周辺の環  
状道路である環八通りは平成17年度、山手通りは平成18年度、多摩の南北  
通りである調布・保谷線は平成22年度の完成を目指しており、この区間が整  
備されれば、区部と多摩地域を結ぶネットワークが形成され、利便性が向上  
されます。

このスライドは、甲州街道の渋滞状況を示した写真です。甲州街道では、  
写真のように、激しく渋滞した状態が続いていると考えています。放射5号  
線の整備によりまして、甲州街道の交通が放射5号線に転換され、環八通り  
との交差点からの渋滞が、現在3,100mから将来は1,500mになり、甲州街  
道の渋滞が約半分に緩和されます。また、放射5号線の整備により、環八通  
りとの交差点からの渋滞が、2,720mから550mに緩和されると試算してい  
ます。区境通りの渋滞が、このように緩和されると考えています。このよう  
に、放射5号線の整備により、東西方向の路線での渋滞が緩和されるという  
ことです。

放射5号線の整備により、多摩地域から都心が近くなります。例えば、三  
鷹市役所から環七・大原交差点までの朝の混雑時の移動時間は、現在は51  
分かかっていますが、25分と約半分に短縮されます。また、甲州街道の渋滞  
緩和に伴いまして、調布市、世田谷区北部から都心への所要時間が短縮され  
ます。例えば、世田谷区烏山総合支所から環七・大原交差点までの所要時間  
が、現在の31分から将来21分と、3分の2に短縮されます。

このスライドは、総合病院や消防署の緊急施設と、道路状況を示していま  
す。東西方向では、阪神大震災でほとんどの車両が通行不能となった8m未  
満の狭い道路が多く、緊急時に十分な救急活動が期待できません。また、杏  
林病院、大学病院などの緊急施設までのアクセス道路が不十分であるため、

緊急の搬送などの支障になる場合があります。このような状況に対して、東京都といたしましては、この道路をできる限り早期に整備をしていく必要があると考えています。

今回の計画では、昭和 32 年に都市計画決定されている玉川上水緑地を 25 m に拡幅しまして、史跡に指定されている玉川上水を守ります。道路整備にあわせて、緑地の整備を同時に行いまして、玉川上水両岸の緑はそのまま残すとともに、3.5m の緑地を新たに整備します。あわせて、誰もが玉川上水に親しめるように遊歩道を整備します。緑地の両側には 2 車線ずつ 7.5m の車道を整備いたしまして、車道の外側に設置されます環境施設帯も極力緑化に努めて、玉川上水と一体化した連続する緑豊かな空間を創造したいと考えています。

このスライドは、環境施設帯の整備イメージです。環境施設帯は走行する自動車による影響を軽減いたしまして、沿道環境を保全するために設置いたします。この空間には、植栽帯や歩道を設置いたしまして、緑化の推進と安全な歩行空間を確保していきたいと考えています。また、必要に応じて、沿道からの出入りのため、安全で利用しやすい副道を設置するなど、事業化の際に地元の皆様方のご意見を伺った上で、整備を行っていききたいと考えています。

これは、計画道路周辺を上空から見たイメージです。上段が現況です。右側が起点で都心方向、左側が終点で三鷹方向です。ご覧のとおり、周辺が市街化された中で、玉川上水に沿って連続した緑が残っています。下段が工事完了後のイメージです。ご覧いただけますとおり、2 車線ずつの車道が玉川上水の両側に整備されますが、あわせて玉川上水の両岸の緑を増やすとともに、遊歩道と植樹帯を整備いたします。また、車道の外側に設置いたします環境施設帯の緑もあわせまして、ご覧のような、玉川上水と一体化した連続する緑豊かな空間が創り出されていきます。スライド画面の右端にあたりませんが、この連続した緑の空間は、高井戸公園や玉川上水上流側の井の頭公園などの緑の空間と連担性を高めるとともに、周辺のまち並みと一体となった、緑空間の広がりを形成する軸としての可能性を有するものと考えています。

以上のように、放射 5 号線では大きな整備効果が期待されていますので、できる限り早期に整備していきたいと考えています。

関連する案件ですが、補助線街路補助 217 号線につきましては、放射 5 号線の拡幅に伴いまして終点の位置が変更、あわせて全線について車線数を定めるものです。高井戸公園につきましては、放射 5 号線の拡幅に伴って区域を変更するとともに、従前の都市計画決定時には公園の種別を定めておりませんでしたので、今回の変更にあわせて、運動公園として定めるものです。

発 言 者	発 言 内 容
	<p>最後に、事業です。放射5号線の整備につきましては、東京都建設局が施工し、平成24年度の完成を予定しています。</p>
	<p>以上、雑駁でございますが、放射5号線とそれに関連する都市計画変更案件につきまして、都市計画案の作成者からの説明を終わらせていただきます。</p>
会 長	<p>どうもありがとうございました。進行上、確認したいのですが、いまの説明は、都市計画道路の変更についての説明と、高井戸公園について道路が拡幅されることに伴う変更の説明のように聞こえるのですが、玉川上水の緑地の説明はないのですか。</p>
公園緑地 計画課長	<p>それでは、玉川上水緑地につきまして、ご説明いたします。玉川上水緑地は、上流側の久我山3丁目から下流側の和泉2丁目までの延長6.6km、面積にいたしまして15.98haが、昭和32年12月に計画決定されています。このうち、現在、杉並区立の公園として、約3.46haが開設されています。</p>
	<p>今回の変更は、放射5号線の計画変更区間、浅間橋から牟礼橋までの約1.3kmにおいて、玉川上水を含む幅25mを玉川上水緑地として計画変更するということです。この区間の削除いたします面積は0.52ha、追加いたします面積は0.53haで、全体では0.01haの増加となっています。また、今回の計画変更に伴いまして、緑地全体の面積を精査した結果、17.4haとなったものです。以上が、玉川上水緑地の変更の内容です。</p>
会 長 公園緑地 計画課長	<p>計画を25mに変えるということは、現在の幅はどのくらいなのですか。 現在は、歴史環境保全区域という形で定められています幅が18mありまして、その両側に3.5mずつ増やしまして、全体では25m幅の玉川上水緑地という形で、計画変更を考えています。</p>
会 長	<p>説明はそれで終わりということによろしいですか。</p>
説 明 者	<p>はい。</p>
会 長	<p>では、いまから質問をどうぞ。</p>
委 員	<p>手元に資料がないのでわからないのですが、いま現在0.52haあって、この変更で0.53haになって0.01haの増加と伺ったような気がするのですが、18mのものが25mの幅員に増大するのに0.01haだけの増加というのは、図面がないと、どなたも理解できないのではないかと思います。</p>
都市計画課長	<p>前回議案としてお配りしておりますが、いま私の手元にその議案がありますので、それをご覧いただきたいと存じます。</p>
会 長	<p>かなりの人が持って来ていないのではないですか。もしあったら、複数部用意してください。その間に、東京都の方から、いまの質問に対して補足説明をしていただけますか。</p>
公園緑地 計画課長	<p>手元にどういう図面があるのかわからないのですが、東京都市計画緑地総括図第6号玉川上水緑地という図面をご覧いただいているのでしょうか。</p>

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

これは、高井戸公園の計画図になっています。その上流が主たる所で、玉川上水緑地には、例えば、久我山水衛所があります。そういう所は少し膨らんでいます。あるいは南側でも、一部玉川上水緑地が18mより若干膨らんでいる所があります。そういう所を今回の道路計画にあわせまして、一定の幅でとりました関係上、削除する所が出てきております。反対に、平均18mから25mにした関係で増えている所が、先ほど言いました数字で、左上の方に黄色の部分がありますが、あそこが久我山の水衛所の部分です。あそこが膨らんでいます。

会 長 誰か示してくれますか。

街路計画課長 赤い部分が追加する所です。先ほど言いました黄色部分の久我山水衛所、あるいは南側の膨らんで三角になっている所、その辺が削除されるということです。玉川上水緑地という形での面積です。それで、差し引き全体では増えているという状況です。

会 長 わかる人に説明しているのならいいのですが、わからない人にわかるように説明してくれませんか。多分ほとんどの人がいま理解していない。我々としては、1.3kmの区間の中の玉川上水緑地が、どのように変更されるのかということを知りたいのです。

委 員 削除された部分の緑地というのは、結局両側に緑地があるからという話であるとすれば、なくなってしまう訳ですか。黄色が削除ということだと、緑地がないということですね。

説 明 者 現在指定されている所は、大体真ん中の白抜きの所です。そこが現在の所です。それで道路の方の計画もありますので、それに整合させるような形で、こういう部分は当然3.5m増えるということで、増加する部分となります。反対に、こちらについては、道路計画にあわせて減る部分ということです。これはあくまでも計画線の話ですので、現況はもっとこの中に入っている訳です。

委 員 ここがわからないのです。この黄色がわからないのです。

委 員 環境施設帯というのは、緑地の中に設けられるのですか。違う訳ですよ。

説 明 者 現在の状況を説明いたしますと、玉川上水の柵があります。そこが大体10~11mという状況になっています。その両側に、遊歩道あるいは現在アスファルト舗装された所がありまして、そこを含めると、現在の幅員は18mとなります。

街路計画課長 補足説明させていただきます。今回の変更は、黄色と赤色が交互にあるように見えまして、よくかわりにくくて申し訳ないのですが、現在の玉川上水の線形と道路の方の線形がやはずれている部分がありまして、基本的には、玉川上水を中心に25mに広げるということです。現在の、例えば岩崎通信

発 言 者	発 言 内 容
	<p>のところですが、両側に遊歩道がありまして、その遊歩道まで含めまして 18mです。</p>
<p>会 長 街路計画課長</p>	<p>18mというのは、ここまでですか。</p> <p>そうです。その 18mのところ、いま皆様がお歩きになっていて、玉川上水が真ん中にあるということです。柵があるところはさらに狭くて 11mぐらいです。柵と柵の間が 11mです。それと皆様が歩いている遊歩道を入れますと、18mという現況です。</p>
	<p>そこを中心として、その遊歩道も含めまして 25mに玉川上水を広げようということで、平均的にいいますと、18mから 3.5mずつ広げまして 25mにするということです。環境施設帯の方は 10mですが、都市計画的には歩行者、自転車という形になっていまして、幅員等は 10mということが決まっているだけで、作り方につきましては、地元の方々と相談していきたいと考えています。</p>
<p>委 員</p>	<p>わからないのは、都市計画緑地というものの計画線がどこになるのかということです。それと増えたという話ですが、0.01ha という非常に細かい数字で、それが 18mから 25mになったという、こんなに豊かになりましたという説明に比べて、増える面積があまりにも微々たるものではないかという単純な疑問です。この図面の中で、どこが都市計画緑地として提案されているのか、そうしたらもっと増えるはずですよ。</p>
<p>公園緑地計画課長</p>	<p>18mの外側、25mになった両側 3.5mの部分が増える部分です。</p>
<p>会 長</p>	<p>先ほどの説明では、トータルで 0.01ha しか増えないということでした。しかし、1,300m × 7mだと 9,100㎡増えなければいけないのが、たったの 0.01ha です。そうすると、説明している内容が嘘ではないかと。</p>
<p>説 明 者</p>	<p>昭和 32 年に計画決定された数字は 15.98ha ということで、この面積はおそらく縄伸びとか、いろいろな形で正確には測量していないのではないのかということで、今回はきちんと求積しましたところ、実際にはもっと少ない数字になろうかと思っておりますが、計画変更の数字としましては、先ほど言いました数字という形になっています。</p>
<p>会 長</p>	<p>求積しても何でもいいのですが、数字がおかしいと思いませんか。15.98ha というのは 6.6 km 区間の話で、いまは 1.3 km の現況で、いくつ再測量して確定した数字があって、それが今度はいくつに増えるのかをはっきりしていただきたいのですが。</p>
<p>委 員</p>	<p>現況が 0.52ha あると言われた訳ですよ。</p>
<p>会 長</p>	<p>違います、変更分です。要するに、増加するのが 0.53ha で削減するのが 0.52ha、トータルで 0.01ha と言ったのです。その元のトータルがいくらかというのが縄伸びという意味だということから、それなら、最初に求積した現況</p>

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

の本当の面積はいくらなのかを聞いているのです。

都市基盤部長 申し訳ありません。いま課長から説明いたしました、全く他意はありません。18mを25mにするというのは事実ですし、ご指摘もそのとおりでございますが、原因はどこにあるかと言いますと、従前の面積が少し縄伸びしていたというようなことで、この場で18mを25mにするということの事実については間違いなく、ご理解いただきたいと思います。

会 長 いや、理解できません。理解できないではないですか。本当の現況のトータルの面積をきちんと言ってくれないと。その縄伸び、縄縮みはあったが、それをやるときに調査をしたのですか、調べてないのですか。計画の数値が違っていたのは、それはそれでいいのですが、調べた結果はいくつあるのかというのは、要するに、説明が理解できない訳ですから。

説 明 者 わかりました。先ほど言いましたように0.01ha増加するということですので、全長、久我山から和泉2丁目までということで、最終的には17.4haで、従前の数字は0.01haを引いた17.39haと。

会 長 我々が言っている質問がわかりませんか。両側を3.5m膨らませるといって、1.3kmなら常識的に0.9haくらいのオーダーが出てくるはずなのが、増減をやると0.01haですというのは、何か増減のところだけおかしいのではないかということなのです。縄伸び、縄縮みというのは、理由は、我々としては、それは現況の数値が計画決定した数値と違うということはいいいのですが。

説 明 者 もう一度ご説明いたしますと、現況が18mで、それが計画緑地の区域ではありません。実際の計画緑地の区域は、現況の18mよりも外側に出ているということです。指定区域が現況の18mプラスアルファあるということです。ですから、現在宅地になっている部分とか、あるいは公園になっている部分とか、そういった所を含めて計画決定されたということです。

会 長 では、少し我々の理解を深めるため、実は玉川上水緑地というのはいまここで、道路の方が60mよりさらに外側まで緑地として指定していた。今度は、これを60mの外は玉川上水緑地として削減する。中だけでやるから増減で、中は広がったように見えるけれども、外は切ったから、トータルでは0.01haしか増えませんか、こういう説明ですか。

説 明 者 現在の実際の玉川上水の緑地となっている所が、約18mありまして…。

会 長 都市計画として決めてある玉川上水緑地はどこなのですか。

説 明 者 都市計画として決めてあるところよりも、幅が出っこみ引っこみがありますけれども、幅広くとっています。

会 長 どこですか。

説 明 者 ですから、ほとんど25mになる。

発 言 者	発 言 内 容
会 長	要するに、我々が説明して欲しいのは、現在の都市計画で決めてある玉川上水緑地はどこなのですかと、まずそれをお聞きしたい。
都市基盤部長	現在の玉川上水緑地ですが、この黄色の部分とこの断面でいきますと、この黄色のこちら側の線から赤のこちら側の線、要するに、ここが現在の計画線です。今回変更することによって、この黄色の部分が削除されますが、逆にこちらに追加される。ぽこっと出っ張っていたこういうものが黄色ですから、削除されることになります。この断面で見ますと、同じように現在の計画線というものが、この黄色の上側から赤の上側まで、現在決まっています。
委 員	幅何mですか。
委 員	ちゃんとわかっていますか。先の断面図というのは1つの典型であって、18mが25mというのは。もっとたくさんケース・バイ・ケースでお示しいただかないとわかりません。
委 員	全然わからない。
会 長	新旧をね。
委 員	ここはこんなに削られてしまう訳ですから、それはさっきの18mから25mになるというものと全く違うあり方なので、やはりいろいろなケースで示していただかないと理解はできません。
説 明 者	説明させていただきます。今回玉川上水緑地は、牟礼橋から浅間橋までの間、約1.3kmで、黄色の区域が削除区域で0.52ha、赤の区域が増加する区域で0.53ha。ですから、差し引き0.01ha増えるということは、25mの玉川上水緑地に計画変更してもほとんど面積は変わりません。大体の平均幅は、現在の玉川上水緑地の平均幅、久我山の水衛所の跡地であるとか、岩崎通信の公園の区域を一部含めたとしても、ここの区域は削除する訳ですけれども、大体22~23mから25m前後の区域を、現在玉川上水緑地という幅員としてなっています。ですから、変更前と今回の道路として、道路の真ん中の玉川上水を含む緑地帯の区域が25m幅になるのですが、現在の都市計画玉川上水緑地、それから変更後の都市計画玉川上水緑地の面積はほとんど変わらない。一応幅についても、現在も25m内外といったところが現況です。
委 員	両側に広がるゾーンというと、具体的にここしかないということですね。
説 明 者	そうです。
委 員	先ほどの断面図は、ここということですか。
説 明 者	先ほどの断面図は、いわゆる18mといいますのは、玉川上水歴史環境保全区域の平均幅員になります。玉川上水歴史環境保全区域の両側に遊歩道区間を設けて、それで25mになる訳です。先生の言われた、先ほどの標準断面図というのはこの18mですが、これは玉川上水歴史環境保全区域の幅員になります。ですから、現在でも都市計画玉川上水緑地は、これより外側に

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

計画線がある所もあるし、久我山水衛所のように、激しくこちらに出ている部分もあります。

委 員           それでしたら、現在 18mあるというように、こういうようにお書きになるのが間違っているのです。現在はこうではなくて、現在はこれだったり、あるいは場合によってはもっと広くある訳ですから、現在がここであたかも非常に良くなったというような図の描き方というのはおかしいです。現在のものをきちんと描いていただいて現状よりもほとんど変わらない、あるいは場所によっては悪くなると、そういうようにきちんと、やはり説明責任を果たしてない図面だと思います。現状でない訳ですから。

説 明 者           18mといいますのは・・・。

道路計画担当課長   いま断面図を説明したのは、私ども道路整備に伴うアセスメントのときに、現在ある 18mの状況をお示ししている訳です。確かにそれより幅広く、いま緑地として指定されていますが、現況自体は、例えば住宅を建てたり、道路になっていたり、それから水道の施設のように少し広がっていますが、そこも建物が建っていたりして、あくまで緑地といいながらも、緑が植わっている訳ではないということでした。私どもとすれば、現況がいまお示ししているように 18mの幅で、それで中心の所に柵がありますが、柵と柵との間が大体 11mぐらいで、その両脇が人が歩けるような遊歩道だったり、また、車道になっていたりして、現況はそういった断面になっています。一部はまた、民家になっている所もあります。

会 長           いろいろ説明を変えてくるのだけれど、私が聞いているのは、都市計画決定した幅はどこなのですかということです。それから、実態として、緑地として皆さんが生活の中で認識している所とその計画の幅が、私は違っていても構わないのです。けれど、計画してあった幅がどれだけなのですかということです。いま、実態は 22～23mありますとか、そういう説明を私は求めてないのです。それは要するに、沿道の民地の方々が積極的にその保全をするために、そういう土地を提供しているだけかもしれない。都市計画としての玉川上水の緑地は、本当はどれだけあるのかをきちんとはっきりしてほしいです。

街路計画課長       すみません。説明が都市計画の話と、それから現況と、使われ方というのがぐちゃぐちゃになり、非常にわかりにくくなって申し訳ありません。都市計画緑地としては非常にでこぼこしてしまっていて、道路のように計画幅員何mという形で定まっていないものですから、場所、場所によっては違います。先ほど説明させていただきましたように、都市計画緑地としては 23mとか 25mとか、場所によっては出っ張った所がある。ただし、都市計画緑地として都市計画決定されていますが、建物が建ったりしている。全く緑地とし

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

ていま使われている訳ではない。

それからもう1つ、こちら辺はちょっと都市計画審議会でこういう話をしているのかわからないのですが、都市計画道路と都市計画緑地はダブルで重なって決定されているものですから、都市計画緑地が実現してしまいますと、元の50mの中では、なかなか車道をきちんと2車線整備できない部分も出てきます。そうしたものが、東京都の中にも、道路の真ん中に都市計画公園がかかっていたりとか、というものがあります。いまそれを一つひとつ整合をとっている訳ですが、今回はある意味では、既存の都市計画決定された都市計画緑地と、それから都市計画道路と、その整合をきちんと図って、真ん中に25mで都市計画緑地を決定し、その外側に7.5mの車道を2本つくり、環境施設帯をその外側につくることで、トータル60mになるというように、ようやく都市計画上の整合も図られるようになったという状態です。

現在どう使われているかというのは、度々申し上げますとおり、11mの柵の中が玉川上水として管理されていて、その外側に歩道が付いていて、全体で18m程度の、皆様がイメージされている玉川上水というような形で、実態的には使われているということです。

会 長

道路側の説明はそれでいいのですが、緑地側の説明がまったく整合していない。もし、いまの説明が正しいのなら、緑地の方のこの案件がたったの0.01haしか増えてないという説明とは全然整合しない。要するに、いまの緑地は都市計画上18mで決まっていますというなら、それはそれでいいのです。それより出っ張っているのが、実態の玉川上水の緑地であっても構わない。計画として、いま何が提案されているのかははっきりしないということ、我々はいま指摘しているのです。要するに、18mが25mになって1.3kmあるなら9,000㎡なければいけないのが、たったの10㎡しか増えないという話は・・・。

都市基盤部長

先ほどの私の発言を訂正させていただきます。0.01haというのは縄伸びが原因でしたと確か申したかと思いますが、いままでの説明のとおり、現況、緑地的に使われているのが18mです。都市計画緑地の幅というのはほぼ24~25m、場所によって違いますけれど、計画緑地の幅としては24~25m。それを今回きちんと25mに計画緑地として整理するということです。

会 長

我々に説明するのに、現在が18mであるというあの絵は消してくださいよ。いままでどおりしか緑地としては取りませんという、0.01haだけ増えます、だから、現況とはあまり変わりません、という説明なら、我々は審議しますけれども、審議する対象の案件が何か定まってないと審議できない。違いますか。委員の方々に伺いたいのですが。

発 言 者	発 言 内 容
都市基盤部長	少し混乱がありまして、大変恐縮でございます。計画緑地と現況とそして新しい計画と、本来3段書きにすべきだったのかもしれませんが。
会 長	違っていたら訂正していただいてもいいのですが、要するに、我々としては玉川上水の緑地がどれだけ保全されているかということが、皆さんにとって、1つのキーワードなのです。この計画では、現在の玉川上水の緑地はほとんど変わりませんと、場所は指定が変わるだけで増えるのはたったの0.01ha ですよという案件ですか、ということを確認したいのです。
都市基盤部長	計画上はそのとおりですが…。
会 長	ですからそうすると、都市計画道路の方の説明は違っているということを書いてほしいのです。18mから25mに、あたかも増えますというような説明ではなくて、玉川上水は道路の方から見ると何も増やしませんという計画変更ですよという説明をしてほしいのです。
都市基盤部長	いえ、実態が…。
会 長	違います。こちらは、計画として両方の計画案件が整合していないと指摘している訳です。
都市基盤部長	計画が整合していないということではなくて…。
会 長	玉川上水緑地の変更という案件と、都市計画道路放射5号線の案件の説明の内容が違っている。両方認めると言われても、我々は違っているということ指摘しているのですから。
委 員	良くなる、良くなると言っているけど、良くならないのではないかと。
街路計画課長	都市計画上は、会長の言われるとおりですね。
会 長	都市計画では、その道路の都市計画決定の上に緑地の決定がきたって構わないということは、我々は熟知しているのです、そんなことは。だけど、都市計画道路の方で言っている緑地が増えますという説明と、緑地の方は増えませんという案件を両方同時に審議しろと言われると、我々はどう扱っているか困るので、先ほどから確認をしているのです。
街路計画課長	現況の緑地は増えますという言い方でしかすぎないということは。
会 長	変更が0.01ha しか増えません、と訂正をしてくれればいいのです。
街路計画課長	ですから、面積が、都市計画ではその面積なのですが、もういまは住宅地になってしまっていると。実際緑地になっているのは、地域指定された幅18m程度しか現存していない訳でして、都市計画上は言われるとおり25mとか24mとかという計画決定はされていますが、実現がされていないと。ですから、計画上は、会長が言われるように、計画緑地は幅が18mから25mになるという説明ではないということと言われるとおりに思います。
	我々が地元の方々にご説明したり、何なりしているのは、現況18m、史跡として指定された18mから、さらに25mまでその緑地として計画決定を

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

して、整備を進めていくということを説明しているということだと思っています。

会 長           では、すみません。私、会長としては言えませんので、一委員として言わせてください。

委 員           では、道路の方の説明はそうではなくて、玉川上水の緑地は計画上これだけあるのだけれど、実態は実現していない部分がある。ですから、今度道路をつくることによって、それを全部本来の緑地としてつくるようにして、だけど、緑地の計画上は0.01haで、実態として増えていく分がかなりありますと、こういう説明なのですか。

逆に言うと、私がここまで解説しなければならないというのは、東京都の説明責任はどうなっているのだと言いたいですよ。だから、本当にそれでいいなら、そういう案件として了解していいですか。要するに、計画上は緑地は0.01haしか増えない。それは、いまの玉川緑地が緑地として、普通の人が感じている緑地より幅広いものであると。

委 員           では、そういう案件ということで、いまからどうぞ質問をしてください。  
ここは都市計画審議会の場なので、都市計画のきちんとした数字に基づいて案件を出していただかないと当然審議ができない、当たり前ルールだと思います。先ほどから会長も私も、その数字がどこにも明示されていないし、非常に18mという曖昧なものが出ているから、これはその都市計画変更という都市計画審議会の場で審議するような説明資料になっていないということを示している訳です。

会 長           いまから審議をするかどうかの議論ですので、どうぞ。

委 員           ならば、今日の議論はやめて、継続すべしとなってしまいますよ。結局、審議に値する資料が出てないというのですから。

会 長           少ないから。

委 員           私もそうだと思います。だから、もう事が事だけに、やはり慎重審議という観点から継続して議論すべしと、こういうことを申し上げたい。

会 長           そういう意見もあります。どうぞ、いまのところ少し整理をして、今日このままこれで審議に入るかどうかという話です。いま、資料に瑕疵があって、これ以上審議に値しないという意見が2つ出ています。

委 員           東京都の方、大変ご苦労願って説明していただきましたけれども、確かに説明すれば責任を果たすのではないかとこのように思いがちですが、中身の問題、説明の質です。ここまで、内部で意思統一されていないところをこの場で示している訳です。ですから、やはり数字を明らかにすると同時に、説明の質をもっと高めて、内部の意思を統一して、もう一度足を運んでいただけないかと、こんな思いがするのです。

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

会 長            いまの動議をどうしましょうか。賛成しますか。  
それでは、私から提案します。今日は、我々は審議するような資料は揃っていないから、審議することはやめます。ただし、折角来ていただいているのですから、ほかのこともいいですから質問をして、また、追加するようなことがあるならば、今日全部出しておいて、全部整理して議論した方が私は効率がいいと思います。ですから、ほかのこともいいですから、そういう質問をするという場にさせていただいてもよろしいですか。

【了承】

会 長            ご質問ある方、あるいはこういうことはどうなのか、ということでもいいですので、どうぞ。そういう質問があれば。

委 員            この次のときには是非お運びいただきたいということで、追加資料でお願いしたいのですが、この環境影響評価書にいわゆる大気汚染ですとか、騒音・振動など環境変化への調査をされておられますけれども、現状の数値がもしわかるようでしたら、この数値も入れていただきたいと思います。24年度、32年度という出来てからの数値しか入っておりませんので、確かに環境基準内にはありますけれども、いまの状況がどういった状況なのかを知りたいと思います。

道路計画担当課長 現在の状況ですが、平成12年度に調査しています。

会 長            だから、それを次回までに全部揃えてくださいということです。いま、口頭でいわれても、あとで「もう説明しました」といわれてしまうと、我々は困りますから。

道路計画担当課長 わかりました。承知いたしました。

会 長            正式には、次回に揃えてください。では、口頭での回答を言ってください。

道路計画担当課長 まず、私どもは1年間、四季にわたりまして4回測定しております。1回について1週間行いまして、そのデータは、NO<sub>2</sub>、二酸化窒素については平均値ですが0.026ppm、それからもう1カ所、2カ所測定していますが、もう1カ所については0.028ppmです。春夏秋冬で動きがありまして、最大で平均値ですが0.031ppm、最小で0.021ppmです。それから、浮遊粒子状物質、SPMですが、同じく2カ所で、1カ所は平均で0.039mg/m<sup>3</sup>、それから0.042mg/m<sup>3</sup>です。最大が0.060mg/m<sup>3</sup>、最小が0.022mg/m<sup>3</sup>です。私ども現況調査の中では環境基準値、NO<sub>2</sub>については0.06ppmです。またSPMについては0.10mg・・・。

会 長            それは聞いていません。現況値を教えてくださいと言っているだけです。

道路計画担当課長 それとですね・・・。

会 長            だから、余計な時間をとられたくないのです。

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

道路計画担当課長 あと近くにありますが大気の一般局ですが、平成 12 年度の数值、NO<sub>2</sub>、二酸化窒素については平均値が 0.028ppm・・・。

会 長 では、やめてください。時間がもったいないから。

道路計画担当課長 わかりました。

会 長 ほかに質問は、どうぞ。

委 員 先ほどいろいろな視点からご説明いただいた中に、景観ということもあつた訳ですが、緑が増えるからという、あの絵はお示しいただいたのですけれど、東京都では数年前に景観条例をお作りになっており、その前に、景観マスタープランを策定されましたね。私もその審議に係わっていたので覚えているのですけれども、その中で、景観軸というものを指定された訳です。墨田川とか、国分寺崖線とか。それに続いて、玉川上水、神田川が入ったと思うのです。そこでの議論は、例えば、この玉川上水の場合、上水の史跡、その両側の緑地の史跡は当然なのですから、その背後、両側かなり奥深い所まで線を引いて、そこを景観的に大切にしていこうという方針だったと覚えています。景観条例は後からできたものなので、順番からいうとこちらの計画決定が先で、また、変更というのが出てきている訳です。その景観条例では、たしか景観軸というのは玉川上水の全部をカバーしていたと思うのですけれども、今回こういう道路の建設ということになりますと、しかも事業者が都であって、景観条例も都が作っておられるということで、その整合性といえますか、それは超法規的というか、景観条例、景観軸にはなっているけれど、そこは除外するのだということで、お考えということなのでしょうか。

街路計画課長 景観軸につきましては、玉川上水の中心から両側 100mずつという考え方で、地域として指定しています。私どもが先ほど来申し上げておりますとおり、緑をより増やしていこうということで、玉川上水の両側にも緑をさらに再生といえますか、植えていく。それから環境施設帯にも植えていく。それからやはり 100mですので、周辺のまちづくりと動きが一緒になっていかないといけないだろうと考えています。したがって、道路をこれから整備していく中で、例えば、在来種といえますとケヤキとか、そういうものを想定している訳ですから、中杉通りのようなケヤキがかぶったような形に、いずれ 7.5mの車道の両側がそういう形に景観が形成されていく。その中で、やはり周辺市街地が何らかの形で、これを起爆剤にさせていただいて、まちづくりを進めていただきたいと思います。都としては、そういう思いで、景観軸というような考え方で進めたいと思っています。

委 員 でも、これだけ大きな変更を都の事業ということで認めてしまうと、ほかの民間の個々の建物の建て替えとかという場合に、ほとんど説得力がなくな

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

って、景観軸という考え方自体が有名無実になってしまうのではないかと、ちょっと危惧するのですけれども。

街路計画課長

例えば中杉通りですと、真ん中に2車線あって、駐車帯があって、それでケヤキがあれだけかぶって、1つのビスタを形成していると思うのですが、それが玉川上水を中心にして、既存の玉川上水の幅18mの外に緑地が整備されまして、既存種を、例えばケヤキを植えると、そういう7.5mの車道に対して、環境施設帯とこちら側の増やした3.5mの築堤の高木と一体となって、ケヤキのトンネルのようなものが2本できるだろうというようなイメージを持っています。

確かに委員の言われるように、土地利用がいろいろ変わっていくだろうということがあります。そういう所はやはり用途の制限とか、まちづくりを、今後玉川上水を中心にしてどうしていくのかという議論は十分していく必要性が、私どもとしてもあろうかと考えています。区とも是非、そうしたものを地元の方々とも話合っていくべきだということに思っています。

委 員

いまのに関連しているのですが、これまでは道路がないので、建築計画等ができない、特に大規模建築はできないという状況になっているので、農地等で奥行きのある緑地が確保されていますが、今度道路ができますと、それに伴って周辺の宅地の使い方が変わってきますから、逆に緑が減っていくような都市計画になると思うので、言われていることはですね、道路にかぶる中杉通りのような植え方をすればというような話であって、都市計画ではないのではないかと聞こえてきますけれど。

街路計画課長

確かに用途と都市施設が一体的に動いていかなければ、先生の言われるように実現しないではないかということだと思います。我々としても、今回の道路と土地利用を今後どうしていくのかという議論を含めて深めていかなければ、言われるように、片方は道路は抜いておいて、土地利用はいいですよという話なのか、そこは、やはり地元の方々も含めてどのような形で、この放射5号線を後世に残していくのかということだと思います。

委 員

今日これから議案もほかにあるものですから、次回おいでいただけるということを前提に、資料とそれからもう少し説明をいただきたいと思います。都市計画審議会ですべて来ていただいて行うのは初めてなのです。だから、過去のことも含め、次回にご説明なり、資料をいただきたいと思います。

1つは、杉並区長もA、B、C3案のほかのものを是非選んでくれと、このA、B、C3案は駄目ですよということを暗に言っているし、それから、総合アセス審査会でもかなり多数の方がA、B、C3案では駄目だという意見が出ているのです。なぜこんな形で決まってきたのか、その経過を次回ひとつご説明いただきたい。都民の声を聴く会とか、先ほどお話をいただいた、

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

12月3日に環境配慮書で2,290件の意見が出たとか、それは大体賛成がどのくらいで、棹さす意見がどのくらいかとか。都民の意見を聴く会は議事録がありますが、そういう傾向だけでも、資料でいただけたらと思います。質問したいことが多々あるのですが、今日はそういうことで資料の請求だけです。

もう1つは、環境局というサイドから見られていない、とにかく渋滞解消、渋滞解消という説明が枕言葉であったのですが、やはり環境局からの立場からも、アセスですから、私は意見を聞きたいと思うので、是非ご出席をいただきたいと思います。

環境影響評価もそうですし、今日ご説明になった中で、例えば「著しい」ということが5、6回出てきます。日本語は便利ですが、「著しい」ということは一体どういうことなのだろうか。だから、もっと数値的にはすべて出ないかもしれないけれども、その辺りのもう少し親切な説明を次回お願いしたい。それだけ要求をしておきます。

委 員           私も追加して、今回50mから60mに計画変更をされたその理由と経過をお尋ねしたい。委員の先ほどの質問と要望に、私も賛同する者ですけれども、先ほどの「地元の方々も含めて、これから玉川上水周辺の地域のまちづくりを考えていきたい」というような答弁がありましたけれども、地元の方々がこれまでどういったやりとりをして、どの辺りで合意をされて、どういう状態の玉川上水を基にこれからのまちづくりを考えていこうと捉えているのかを伺いたい。この次の資料で結構ですけれども、その辺の合意、どの辺りで合意をしたのかというところを伺いたいと思います。

会 長           いまの中で、50mから60mにしたというのは、先ほど私が半分説明していると思うのですが、もし委員が理解していないとすると困りますから、補足説明をもう一度していただいた方がいい。要するに、50mから60mにした経過についてです。

街路計画課長   経緯としましては、3種類案をお出ししまして、その中で、玉川上水を、先ほど計画の議論といろいろありましたけれども、現況使われたのが18mで、それは歩道の歩いている部分も含めてです。そこを、まずもう少し幅広く3.5mまで並べて、ほぼ計画決定されている25mまできちんと緑地帯をつくりましょうと。それと、もう1つは、車道がありますので、沿道の環境を保全するためには、環境施設帯が必要だと考えておりまして、その幅が10mです。したがって、計画決定されていた50mではそのサイズが納まり切らないということで、玉川上水をきちんと保全するためと、それから環境施設帯をつくるために、60mの幅を実現したということです。

委 員           それは地元の方々とのやりとりの中で、そのような変更になっていったのでしょうか。

発 言 者	発 言 内 容
街路計画課長	<p>東京都として内部的に検討をしまして、それで先ほど申しました総合アセスメント制度でA、B、Cの案をお示しして説明してきたということです。また、地元の方々からも我々も何度か呼ばれていまして、もう17回ぐらいですか、あと正式な説明会ももちろん行っていますけれど、そうした中で、いま以上に緑を増やし、それから、沿道の方々の環境を守るために60mにしたいということをつとご説明しているつもりです。</p>
委 員	<p>これは要望ですけれども、現地を見学にも行き、そしてまた、東京都の皆さまにもこれからお話を伺う訳ですけれども、地元の区民の方々とちょっと話を聴くような会も持たせていただければと希望いたします。事務方と、そして審議会への…。</p>
会 長	<p>東京都への要望ではないですね。</p>
委 員	<p>はい。</p>
委 員	<p>次回でいいと思うのですが、保健防火道路上に放射5号線を変更されたときの経緯とその理由を明らかにしていただきたいと思います。</p>
委 員	<p>私も次回で、いまのご質問と連続するのですが、いま手元に「石川」の名前で意見を出しております。10年ほど前に、たまたま放射5号線の御苑地区の事業化が行われた訳ですけれども、ご存じのとおり、放射5号線は御苑の森を完全に縦断する形で計画決定されていまして、非常に大きな反対運動が起こりました。東京都は大変丁寧に対応していただきまして、路線を変更、それから代替案をいろいろ出されて、しかも地下化ということで、御苑の森を守ったと、大変立派な実績を、放射5号線に関しては、すでにおやりになっていると思います。私は、いまの 委員の意見と同じでして、やはり今回の案がA、B、Cという3案ありきということで、そこから一步も出ない形で進んでいるということに、大変議論というものが不十分であると感じます。したがって、41年のその計画の変更からこの総合アセスの、これは平成12年からの経緯が細かく書かれていますけれども、どのような代替案があったのか。そういったことに関して、やはりきちんと資料に出していただいて、あたかもこの案しかないというような形で、ここから議論が一步も外に出ないというのは、やはり新宿御苑地区の経緯を長い間やっていたので、それに比較しますと、玉川上水に関しましては、もう少し論議を尽くすべきなのではないかという意見です。</p>
委 員	<p>都というよりもむしろ区に向けてもいいですね。私は、手続的にやはり不十分さが多かったと思います。少なくとも、この総合環境アセスメントの利点あるいはもっと具体的にいえば、基本計画の決定の前に、私たち都市計画審議会委員にこの案件を伝えてほしかった、あるいは、そこで意見を求めてほしかったと思います。</p>

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

この基本計画が決定した後で、こう出されたら、追認するほかないみたいな求め方ですね。もう嫌だったら、それ以外にないという訳ですから。そのA、B、C案というのが全然動かせないという問題、あるいはその中でも具体的にはこの案だと決まっているような状況でのみ、都市計画審議会に意見を求めるというのは、私は違うのではないかと。やはり、それは先ほど課長さんからお詫びがあった訳ですが、単に事務局の失態というよりも、環境アセスは環境部局、都市計画手続は都市計画部局という、一種のセクショナリズムの問題なのではないか。そのことは今後の問題もあるので、是非きちんと考えていただきたいと思います。意見です。

委 員 次回またこれをやるということですので、私、希望だけを申し上げたいのです。いまこのパンフレットの8頁、9頁を見ているのですが、現況が完成後に比べますと、非常に何かこうみすぼらしく書かれていて、そして、完成後はレストランの何か食品の見本みたいな、非常に立派な図に書かれているのですが、この現況を、この緑を消していただいて、現況の道がどのくらいまで来ているのか。例えば、岩崎橋から東側が、これは南側にも通路といえますか、道路ができていないのですね。ですから、こちら辺をもっと緑を薄くしていただいて、そして、道路がどこまでいま通っているのかということ、現況の図で示していただきたいと思います。これを見ますと、本当に何か森の中に道路が隠れているように見えます。この道路の問題がいま非常に大きく言われていますので、いまの道路がどうなっているのかということをはっきり書いていただきたいと思っています。以上です。

委 員 お尋ねする前に、前段として申し上げておきたいのは、玉川上水というのは杉並区にとって文化遺産で、大変な愛着、愛情を持っている訳です。ですから、やはり、そこをきちんと認識していただきたいと思います。

次に、手続の面でお伺いするのですが、関係住民の要望書を見ますと、都市計画変更決定に至る手続について、しばし不明朗さがあったという指摘が出ています。したがって、この地元区民に対してどういう配慮をし、また、要望等をどの辺まで取り入れたのか。先ほど17回、説明会を行ったというお話を伺いましたけれども、また、地元住民と十分話し合っていきたいというような答弁もございました。その辺伺っておきたいと思います。

会 長 ほかにはどうですか。遠藤課長さん、先ほど区民の方から配付を要望されている資料がありますね。

都市計画課長 今日、地元の区民の団体の代表の方から、都市計画審議会の委員の方に要望書を配付したいという要望がございましたので、会長にご相談したところです。

会 長 要望書を今日配った方がいいですか。

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

【了承】

会 長           では、配ってください。時間の都合もありますので、この案件については継続して、大変東京都にも申し訳ありませんが、今日皆さんの意見がありましたので、準備をして、もう一度資料を整えて、審議に入りたいと思います。東京都の人たち、どうもありがとうございました。

【東京都職員 退席】

会 長           続いて、報告事項について1番から説明してください。

都市計画課長   お手元の資料に基づいて、説明させていただきます。その前に、今回の放射5号線の件で、経過をまとめた資料が付けてございます。また、先ほども委員からご案内がありましたが、委員から出された意見も席上配付してございます。その上で、放射5号線の案件とは関係のない件で、報告をいたします。

まず1つは、「杉並区特別工業地区建築条例の制定について」の報告です。前回の都市計画審議会でも、特別用途地区の設定、また、これに伴う建築制限条例について報告いたしました。先般12月8日に条例を制定いたしましたので、報告します。1番目に「指定する地域」、2番目に「地区内において建築が禁止・制限されるものの概要」、3番目に「今後のスケジュール」ということで記載しております。

対象となる地域につきましては、「特別工業地区(案)の指定図」ということで、薄紫色の部分とこの地域を対象に、特別用途地区を指定していこうというものです。また、12月8日に制定されました条例につきましては、3枚目に別紙として付けておりますので、後でご覧いただきたいと存じます。

次に、同じく条例の制定についての報告ですが、「杉並区低層階商業業務誘導地区建築条例の制定について」です。前回の本審議会におきまして、概要は報告させていただきました。「指定する地域」は、環八沿いの一部を除く荻窪駅の北口の上荻一丁目の地域です。

2として「地区内の建築制限のイメージ図」を記載しております。延べ面積が1,000㎡以上の建築物の1階について、1階部分の床面積の2分の1以上、かつ1階部分の床面積が延べ面積の10分の1以上になるような建築の制限をするものです。2枚目に、対象となる上荻一丁目地域の指定図を付けております。これは見にくくて恐縮ですが、中央線の線路敷地の部分に沿って、かつ環八の右手東側、そして、青梅街道とはさまれた三角の地帯でして、ここを低層階商業業務誘導地区に指定していこうというものです。3枚目に、今般制定した建築条例を添付しております。もう1つ、12月21日付の広報を資料として配付させていただきました。12月21日に配付される予定ですが、この条例につきまして紹介した広報です。

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

続きまして、「新たな防火規制」区域指定の杉並区原案について、報告いたします。これにつきましても、前回の本審議会におきまして、概要について報告させていただきました。その後、対象区域にて説明会、またそれ以降も町会、自治会に出向きまして、説明をさせていただきました。その結果、この表紙の3番にありますように、区民からの意見として3件、また、対象地域の説明会で5回、町会、自治会の説明会が4回ということで、2枚目の別表に、それぞれ区民からの主な意見と区の考え方をまとめた資料を別表で付けております。

主に指定区域につきましては、どのような考え方やデータを考慮して、指定区域を定めたのか。あるいは別表の2番にありますように、建築費についての助成制度をどう考えるのか。そういった区民からのご意見をいただき、これにつきましても、区の考え方を右の方にまとめております。区の前案の地域は、区の前案の地域と同じで、中央線をはさんだ高円寺北・南、また、阿佐谷北・南の地域の一部、また、天沼三丁目、方南一丁目の3つの区域を対象として、杉並区原案を定めております。私からは、以上です。

建設課長

私から「区部における都市計画道路の整備方針(案)」につきましても、報告させていただきます。お手元にいくつかの資料がございますが、「策定の経過」と「今後の日程」についての資料を主に説明させていただきます。都市計画道路につきましては、昨年と今年、東京都と23区で検討をしております。区部の都市計画道路の果たす役割や基本的な方向については中間のまとめをし、今年3月に、区民の方々に公表し、意見をいただいているところです。これにつきましても、3月の都市計画審議会でも報告いたしております。これらの意見を踏まえ、区部における都市計画道路の整備方針(案)がようやくまとまりました。この案を、あらためて区民の方々に公表をして、最終的なまとめを次のような今後の日程の中で進めていきたいと考えております。

今後の日程ですが、本日19時、東京都がこの案をプレス発表する予定です。明日20日、全文を都のホームページに掲載をする予定です。その後、今月の下旬から来月の中旬にかけて23区等におきまして、この案を公表してまいります。東京都では1月の広報に掲載、杉並区では1月11日付広報に掲載していきます。1月末まで、区民のご意見、提案を募集いたしまして、その後2月、3月にかけて、都区合同で検討をして、平成15年度末に策定をして、公表していきたいという予定です。

そのほか、今日東京都からプレス発表する資料で、この中に概要版がございます。今回の主な内容といたしまして、都市計画道路の必要性の検証、今後12年間に行う優先整備路線、都市計画制限の緩和、いろいろな整備手法

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

等の内容があります。地図がありまして、今後12年間、第3次事業計画の優先整備路線があります。杉並区としても、約7つの区間につきまして、今後12年間、整備優先路線として取り上げています。区の施工が3カ所、都の施工が4カ所となっています。以上です。

環境課長

「東京外かく環状道路」につきまして、ご報告させていただきます。配付資料をご覧ください。世田谷区宇奈根から練馬区大泉町間の都市高速道路外郭環状線事業につきましては、当委員会で、先に都市計画課長から報告いたしましたように、7月25日に環境影響評価方法書が公告されております。この中で、環境影響評価法に基づくアセスメントのプロセスに入っておりますが、今回報告いたしますのは、まず、環境影響評価方法書に対する杉並区長の意見の内容です。資料1の2頁目をご覧ください。この方法書に対する意見の前提をちょっと申し上げたいと存じます。7月25日に公告になった方法書につきましては、この段階では、例えば、インターチェンジの有無、あるいは設置する場合の位置、あるいは換気所の位置等が明確になっておりません。したがって、環境影響評価の評価項目について、規定されているものです。必ずしも、環境影響評価の実際の調査をどのように行っていくかということが、明らかになっているものではありません。そのことを前提にして、区長意見を述べております。

最初に、全体的な意見としまして、今回のこの事業計画は大深度地下を極力利用する、活用するという方針が明記されていますので、その際には、大深度法、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法が適用されるであろう。これに伴って、閣議決定されている「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」に適合していることが必要であるというのが、区長意見です。

2「大気環境」ですが、先に申し上げましたように、方法書の段階におきましては、換気所等の位置、規模、構造等は明らかにされておりません。ただ、換気所の設置は環境に及ぼす影響が大きいことから、大気環境の項目では、周辺地域の大気環境の面的調査を求めています。粉じん等につきましても、自動車の走行、それから換気所の存在、供用におきましても、粉じんを調査するように求めているものです。

3「騒音・振動」につきましては、特に、地下構造部からの長期的な振動がどのように人体に影響を与えていくかということについても、調査を求めています。

4「強風による風害」です。換気所の存在につきましては、風害の影響要因として項目がありますが、道路構造として嵩上式の部分がある場合には、これも風害の調査をするように求めています。

5「低周波音」につきましては、地下構造物の振動による低周波が、建物

があることから、地下式の道路の存在において、こういう低周波音を評価項目にするように求めています。

6「水環境」ですが、この点が今回の方法書では、必ずしも十分な扱いをされていないと考えております。方法書では、地下水等に関する部分につきましては、いわゆる地盤の項目のサブカテゴリーとしての地下水等々に扱いがなされております。ここでは広く、湧水、地下水の問題、そういう地域であることから、詳細な調査と予測・評価を行うよう求めているものです。

7「地形及び地質」につきましては、換気所の設置の段階で大きな影響が考えられることから、追加的に換気所の存在という影響要因においても、評価項目にするよう求めています。

8「地盤」です。これも、換気所の存在、または供用におきまして、評価項目に追加するように求めているとともに、民間の浅井戸が多数存在している地域であることから、水質の評価をする場合には、水道法に基づく水質基準を重要視することを求めています。ここでは入念ですが、「水環境」の項でも述べたとおり、湧水が見られることから、都においても、湧水及び湧水と河川を結ぶ水路の保護と回復を図る事業を進めていることから、特に配慮して調査するよう求めています。

9「電波障害」ですが、12月から始まった地上デジタル放送に配慮して、従来よりも電波の指向性が高いということで、影響が大きくなる可能性があるという指摘し、それを考慮した調査、予測・評価を行うよう求めています。

10から12は動物・植物・生態系ですが、様々な動植物がある地域ですので、特にそういうことに配慮した調査を求めています。

13「景観」につきましても、大深度を活用するということですが、当然換気所あるいはトンネル坑口、嵩上式の部分、地上部分があります。そういうことから、東京都景観条例の趣旨に基づき十分に検討し、調査するよう求めています。

14「史跡・文化財」につきましても、ご案内のように、都立善福寺公園、井草八幡宮等をはじめとして、多くの史跡、埋蔵文化財包蔵地が存在いたしますので、詳細に調査をするよう求めています。

15「人と自然との触れ合いの活動の場」ですが、これも「換気所の存在または供用」という影響要因の区分では評価項目になっておりませんので、追加するよう求めています。

16「廃棄物等」につきましては、工事、施工時の残土等を含めた廃棄物等に対して排出先を明らかにする。土壌への影響につきましても、評価をするよう求めています。

最後の頁、17「地層の化学反応」です。大深度における還元性を示す地層

の有無を調査し、酸化しやすい地層ということですが、酸化反応による環境影響を回避するため、適確な予測・評価を求めています。

18「災害時の環境影響」です。大深度地下区間におきまして、万一火災・爆発等の災害が発生した場合に、地上部等にどのような影響が生じるか。これを調査、予測・評価するよう求めています。

19「その他の事項」としまして、善福寺公園をはじめとして、緑地の多い地域ということで、ヒートアイランドの観点からは、この地域は明瞭な低温域を形成しております。この地域が、道路等の供用による人工排熱でどういふ影響を受けるかということ、評価項目に追加してもらいたいと求めています。

続きまして、この関係区・市長の意見に基づき、東京都の方で知事の意見書を出しております。それを資料2でご覧ください。次頁に「意見書」が出ております。

1番は、対象事業の内容を明らかにしております。裏頁に知事意見の内容です。最初に、総括的事項としまして、当該事業の計画区域付近には、都内の貴重な自然環境が存在する。これへの影響をできる限り回避・低減できるような適切な検討を行う必要があるという項目、自然環境に配慮の項目を第1番目に出しております。これは区でも求めていることです。

2番目は、現時点ではジャンクション、インターチェンジ、換気所の位置・構造、トンネルの深度等が明らかになっておりません。そこで、これをきっちと明らかにした上で、環境影響評価を行うことを求めています。3、4番は最新技術の導入、最新の知見・情報に基づく調査を求めています。

「個別事項」は簡単に申し上げます。大気汚染の影響に関しまして、例えば、水平鉛直方向の拡散状況、換気所の場合ですが、こういうことを言っております。これは、区長が求める面的な評価に近いものです。

「騒音、振動、低周波音」の項目では、生活環境に十分配慮するとともに、高さ方向、後背地につきましても、予測・評価を求めています。これも、区長の求める面的評価にほぼ沿ったものと考えております。道路交通振動による周辺建物への影響につきまして、類似事例等により明らかにすること。これも、ほぼ区長の意見に沿っております。

「水質汚濁」につきましては、(2)で地下水の弱酸性化を引き起こすおそれがあるので、工法については、こういう事態を起こさないような工法を採用する。これも、先ほど土壤の酸性化で区長が述べているところです。地下水保全対策を明らかにすることが述べられております。井戸水の飲用の場合には、水道法に基づく水質基準項目を評価に使うということで、これも区長が求めたことです。

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

「土壌汚染」に続きまして、「水循環、地盤、地形・地質」ですが、井戸、湧水、池、河川、地盤等への環境影響が少ない工法を採用することを求めています。

「生物・生態系」では、重要な動物、植物種が確認されているため、最新の資料を参照し、適切に調査を行うことを求めています。

13 頁、「日影、風環境、景観」です。ここでは「換気所等」という言い方をしておりますが、この換気所等の「等」の中に、嵩上式区間が入ると考えれば、ほぼ区長の意見に沿った意見が、知事意見でも述べられております。

「電波障害」でも、地上デジタル放送につきまして、調査、予測・評価することが述べられております。

「史跡・文化財」につきましては、天然記念物に指定されている植物群落等への配慮、文化財の状況を十分に把握すること。埋蔵文化財のある場合には、これに対する必要な措置を講じる旨を明らかにすること等の配慮が求められております。

「廃棄物」につきましても、ここでは再度土壌の酸性化について述べられております。

以上ご覧いただきましたが、一定程度、区長の意見が反映された知事意見書になっているものと考えております。例えば、評価項目で個々の影響要因の区分、例えば、換気所が設置される場合に、こういう項目を評価項目にしてもらいたいというような細かい要望につきましては、必ずしも知事意見書に反映されておりません。大枠では、区長意見を結果的によく取り入れた意見書であると考えております。私からは以上です。

会 長

いまの報告事項について、ご質問はありますか。5 件ありましたが、もしなければ、報告事項はこれで終わりとしていただき、次回の開催について、事務局から連絡をお願いします。

都市計画課長

事務局といたしまして、次回予定している日程がありますが、その前に大変申し訳ありませんが、先ほどの放射 5 号線の案件で、報告する内容を 1 件忘れておりました。

経過の中で、前回の都市計画審議会で、地元の住民団体から要望書が出されていまして。それは、前回委員の皆様方に差し上げてございます。その中に代替案が入っておりました。その後、この住民団体の代表の方から、11 月 10 日付で手紙をいただきました。この代替案の部分について、地域住民の総意ではないということで、「代替案の部分は地域住民の総意ではないということ」を付記すべきだということになりました」という趣旨の手紙をいただいております。私どもといたしましては、事実上、その代替案の部分は要望書から撤回したいという趣旨と受けとめております。

発 言 者	発 言 内 容
-------	---------

また、放射5号線の関連では、昨日も地元の商店会の連合会の代表の方から商店会の意見として、慎重な配慮をお願いしたいという趣旨で、地元で行ったアンケートの結果等を添付して、区長宛に要望が出ております。これは、先ほどの経過には入っておりませんでした。以上、少し補足をさせていただきました。

会 長 次回の日程ですが、会長と相談いたしまして、2月17日火曜日、午前10時から予定しておりますが、いかがでしょうか。

放射5号線と玉川上水緑地の問題はちょっと根が深いし、少し議論をする時間を余計にとらなければいけないのではないかというのが、今日の印象です。東京都の説明もちょっと不十分で、我々としても十分理解できなかった点もありますので、事務局とも相談して、1月中にもう1回都市計画審議会を開くかどうかぐらいの議論をして、至急、日程調整させていただけたらと思います。たぶん1回聞いただけではまだよく分かっていないところもありますし、もう1回か2回、東京都の方でお出まし願う必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

【異議なし】

会 長 では、そういうことで事務方と私の方で相談して、後日というようにさせていただきますしたいと思います。先ほどのいろいろな人の要望や意見も、審議会の委員の方になるべく早急に、いまの口頭だけでは分からないので、それも送付していただければと思います。

都市計画課長 はい。それでは、いま会長からご指示がありましたとおり、日程の件と、これまで事務局の方で入手しました区民の方などから出された資料につきましても、整理しまして、追って郵送させていただきたいと存じます。

実は、前回の審議会で報告いたしました東京都の都市計画区域の整備・開発及び保全の方針等の4つの広域マスタープランにつきまして、東京都からの意見照会が当初の予定より遅れておりますので、2月に開催予定の都市計画審議会に諮問させていただき、答申を賜りたいと考えております。また、この件につきましても、会長と相談させていただきたいと考えております。どうかよろしくお願いたします。

会 長 どうも長時間ありがとうございました。傍聴の方も、ありがとうございました。では、これで第125回の都市計画審議会を閉会といたします。

【散 会】